



**特例 A について**

令和2年3月31日に妻の年齢が39歳である夫婦で、  
 初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が**40歳**であるとき  
 ⇒ **通算6回までを上限**とする  
 ※ 令和3年度中に始めた治療でも、妻の年齢が41歳に到達する日の前日までに始めたものであれば特例が適用されます。

**特例 B について**

令和2年3月31日に妻の年齢が42歳である夫婦で、  
 治療期間の初日における妻の年齢が**43歳**であるとき  
 ⇒ ①妻の年齢が44歳に到達する日の前日までに開始した治療であれば、助成の対象となる  
 ⇒ ②初めての申請の場合は、**通算3回までを上限**とする  
 ※ 令和3年度中に始めた治療でも、妻の年齢が44歳に到達する日の前日までに始めたものであれば特例が適用されます。

**通常どおりの要件について**

初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるとき  
 ⇒ 通算6回までを上限とする  
 初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40・41・42歳であるとき  
 ⇒ 通算3回までを上限とする  
 ただし、助成を受けた回数が上限に満たない場合でも、43歳以上で開始した治療は、対象外とする。